

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成26年2月4日

架空の支払い請求に注意！！

<相談内容>

今日パソコンの受信メールをみると、2日間で身に覚えのない大量のメールが来ていた。メールは「サイト料金が未払いのため、3日以内に355万円の債務回収をする」というものと「財産差し押さえが執行される」という内容であった。債権回収会社や弁護士などとなっているが、サイト料金を未払いした覚えはない。

★消費生活センターからのアドバイス

- 1 同様の事例が全国で発生しています。身に覚えのない架空請求は注意しましょう。
- 2 通常、差し押さえ通知などの連絡は裁判所がするもので、メールで通知することはありません。債権回収業の営業許可を受けた株式会社一覧は法務省のHPで確認することができます。不安に思っても絶対に返信せず、近くの消費生活センターに相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。

ながさき消費生活館



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)
松浦市消費生活センター
(0956-72-1111)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
西海市消費生活センター
(0959-37-0028)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各市町相談窓口